四　事業地
　収用の部分　東京都杉並区大宮一丁目地内
　使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都杉並区大宮一丁目地内

○関東地方整備局告示第三百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十五年六月十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第七・六・十五号石神井公園
三　事業施行期間　自平成二十五年六月十四日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　東京都練馬区石神井町五丁目地内
　使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都練馬区石神井町五丁目地内

○北陸地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年六月十四日

北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十九号及び二百四十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
かほく市松浜ハ一〇番一一から同市外日角ロ三一番一まで	前	一〇・五〇～二七・〇〇メートル	一・八二四キロメートル
	後	一〇・五〇～三二・〇〇	一・八二四

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局北勢国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類及び路線名　道路の位置
　一般国道　二十五号　三重県亀山市太岡寺町地先から三重県伊賀市治田地先
(二)　他の工作物の管理者の氏名及び住所
　氏名　丸紅アクセスソリューションズ株式会社　代表取締役社長　齊藤　秀久
　住所　東京都千代田区大手町二―六―一
(三)　他の管理者が行う道路の管理の内容
　一般国道二十五号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道二十五号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載
(四)　管理の期間　平成二十五年五月二十二日から本協定の存続する日まで

○中部地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊橋市富久縞町字北ノ坪五四番一二から同市吉前町字西吉前新田二四番一四まで	前	九・七〇～四〇・二〇メートル	〇・一六三キロメートル
	後	一九・四〇～四九・九〇	〇・一六三

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県南牟婁郡紀宝町井田字駒谷一九六〇番四から同町成川字渡シノ上八二〇番二まで	前	九・〇〇～二五・〇〇メートル	四・五六五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一二・〇〇～一九・〇〇	四・二七〇	
		B 九・〇〇～二五・〇〇	四・五六五	
		一二・〇〇～一〇・〇〇	四・二七〇	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	豊橋市富久縞町字北ノ坪五四番一二から同市前芝町字浜新田四一番二まで	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月十四日

○中部地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	鈴鹿市稲生町字稲生山九四〇〇番三四から同市稲生町字中尾九四九四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月十四日